

令和3年8月

## 玖珠町農業委員会定例総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関すると思われる部分等については○で消しています。

玖珠町農業委員会

## 玖珠町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和3年8月10日（火曜日） 午後1時30分

2. 開催場所 玖珠町役場 3階 大会議室

3. 出席農業委員

1番 繁田 富男      2番 島津 益夫      3番 (欠番)  
4番 園田 恭子      5番 宿利 浩満  
6番 河野千代美 (副会長)      7番 安藤 慎八 (会長)

4. 出席農地利用最適化推進委員

1番 小雲 基廣      2番 長尾亀世美      3番 衛藤 榮一  
4番 梅木 隆富      5番 藤原 善和      6番 (欠席)  
7番 高倉 利子      8番 飯田 久夫      9番 秋好 清広  
10番 帆足 清己      11番 衛藤 和敏      12番 柳井田英徳

5. 議事日程

議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について  
(相続)

報告第2号 農地法第18条合意解約通知書について

報告第3号 農地所有適格法人要件確認書について

その他

6. 出席農業委員会事務局職員

事務局長 藤原 八栄      主幹 (統括) 井野 俊夫  
主査 島津 智美      主査 繁田 寿美

<p>7. 会議の概要</p> <p>事務局長</p>	<p>今日は、お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。  それではただ今より令和3年8月定例総会を開催します。新型コロナウイルス感染拡大の予防のため、消毒・検温・マスクの着用に、引き続きご協力よろしくいたします。</p> <p>また、定例会終了後、大分県農業共済組合より収入保険について説明をいただきますので、ご参加をお願いします。</p> <p>着席して進めさせていただきます。</p> <p>それでは、安藤会長あいさつをお願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>(あいさつ)</p>
<p>事務局長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、会を進めさせていただきます。農業委員定数6名に対して、6名の出席です。玖珠町農業委員会会議規則第6条の規定により、会議が成立していることを報告します。次に、議案に上程いたしました案件について質疑等がございましたら、議長の承認のうえ発言をお願いします。</p> <p>また、総会の開催中は携帯電話をお切りください。</p> <p>それでは、議長の選出ですが、会議規則第4条の規定により会長が議長となります。以後の議事の進行につきましては、安藤会長よろしくをお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>本日の議事録署名人を指名します。議事録署名人に、1番委員、2番委員よろしくをお願いします。</p> <p>なお、農地利用最適化推進委員におかれましては、議決権はありませんが、質疑等ございましたら、各議事の中で、ご意見ををお願いします。</p> <p>議案第1号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について事務局説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第1号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてです。</p> <p>番号1、大字山田字仲峯〇〇〇〇番、登記簿地目は畑、面積401㎡です。申請人は〇〇県〇〇市の〇〇〇〇〇さん。転用目的及び転用理由は、住宅用地への転用です。なお、昭和57年頃に庭とし</p>

	<p>て造成しており、追認案件です。農地の区分は、第2種農地と判断されます。担当委員は、1番委員です。</p> <p>番号2、大字山田字仲峯〇〇〇〇番〇、登記簿地目は畑、面積449㎡です。申請人は〇〇県〇〇市の〇〇〇〇〇〇さん。転用目的及び転用理由は植林用地としての転用です。なお、昭和57年頃に植林しており、追認案件です。農地の区分は、第2種農地と判断されます。担当委員は、1番委員です。</p> <p>番号3、大字山浦字釣〇〇〇〇番〇〇外3筆で、登記簿地目は田及び畑で、合計面積11,299㎡です。申請人は〇〇の〇〇〇〇〇〇さん。転用目的及び転用理由は植林用地としての転用です。農地の区分は、第2種農地と判断されます。担当委員は、4番委員です。</p> <p>番号4、大字塚脇字六十六間〇〇〇番〇外1筆で、登記簿地目は田、合計面積2,430㎡です。申請人は〇〇の〇〇〇〇〇〇さん。転用目的及び転用理由は、賃貸住宅用地としての転用です。農地の区分は、第3種農地と判断されます。担当委員は、6番副会長です。</p> <p>以上、4件です。</p>
議長	<p>それでは、担当委員の説明を 番号1・2を 1番委員、 番号3 を 4番委員、 番号4 を 6番副会長、お願いします。 委員の報告後、推進委員の報告をお願いします。</p>
農業委員	<p>それでは、番号1の調査結果を報告します。8月6日、事務局と申請者の代理人と推進委員と、現地立会いをしました。土地の所在は、〇〇公民館の南側になります。面積は401㎡で、畑を宅地用地に転用する計画で、現況はすでに宅地の庭になっています。昭和57年頃に無断転用しており、始末書を提出しています。周囲は宅地が存在しており、周囲の農地に影響がない計画です。</p> <p>番号2についてです。場所は1の土地の道の反対側です。面積は449㎡で、畑を山林にする計画で、すでに植林しております。すでに昭和57年頃に無断転用しており、始末書を提出しています。周囲には影響がない計画です。</p> <p>以上です。</p>
農業委員	<p>番号3について、調査結果を報告します。7月29日、申請者と</p>

	<p>推進委員、事務局で現地確認をしました。〇〇小学校より約1 kmの場所で、昨年の水害に遭った場所です。高齢のため、今のうちに申請をしたいということでした。現状は、草刈りをして整備されておりました。許可後は、即着手の計画です。隣接の所有者とも話ができているということです。</p>
<p>農業委員</p>	<p>番号4について、調査結果を報告します。8月6日、申請者の代理人と、推進委員と事務局で現地を確認しました。土地の所在は、大字塚脇字六十六間〇〇〇番〇外1筆、面積合計は2,430㎡で、〇〇〇〇の裏になります。登記簿は田で、現況も田です。転用理由は賃貸長屋住宅です。木造2階建3棟で、24戸分です。現在は稲を作付しており、刈取り後許可日より工事に着工し、令和4年6月30日完了予定です。田の北側は崖になっているため、10mほど離して建てます。隣接の農地の所有者からの同意書もあり、土砂の流出、崩壊、周辺農地に係る営農状況に支障を生じる恐れもありません。過去に農地法違反もありません。農地区分は第3種農地です。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、質疑はありませんか。</p>
<p>農業委員</p>	<p>1番は、一部が庭になっているということですか。</p>
<p>農業委員</p>	<p>もともと宅地の前が庭になっていたのですが、401㎡がすべて庭になっています。</p>
<p>農業委員</p>	<p>3番についてです。状況はよくわかりますが、こういった案件がこれから増えてくるのかなと思います。後継者がいない、山の奥のほうとなると木を植えてしまっ終わりに思ってしまう。何か方策があればと思いますが、今後考えていかないといけない問題の一つかなと思います。</p>
<p>農業委員</p>	<p>以前は、キャベツを植えていましたが、その後荒れ放題になって、自分できれいに整地しました。もったいないという気はしますが、近所の人も手が出ないということです。</p>
<p>農業委員</p>	<p>こういう土地は、いろんなところがありますが、新規就農者に世話しても、なかなか来てくれなさそうです。</p>

事務局	<p>近隣の方に作ってくれる人がいないかということを確認しましたが、なかなかいないということです。植林自体は第2種・第3種農地にしかできないので、ここはたまたま山の中の農地で、植林ができるということになっております。</p>
議長	<p>質疑がなければ採決をとります。議案第1号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、原案どおり賛成の方の挙手をお願いします。</p>
農業委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>全員賛成です。議案第1号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、原案どおり許可相当として県知事に意見を送付します。</p> <p>次に、議案第2号、農用地利用集積計画の決定について、事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは別冊の議案第2号の最後のページをご覧ください。</p> <p>利用権の設定の新規ですが、</p> <p>3年未満 が 2件で、 5,046㎡、  3年～5年が 1件で、 1,806㎡、  10年以上が 3件で、 11,181㎡、  合計6件で、面積が 18,033㎡です。</p> <p>なお、3ページについては、農地利用集積計画一括方式となっており、番号1については、借り手は農事組合法人〇〇〇です。農地所有適格化法人です。権利の内容は賃貸借権の設定で、10年間の契約となっております。担当地区の農地利用最適化推進委員に写真で事前に確認していただいております、問題ありません。以上です。</p>
議長	<p>質疑はありますか。</p> <p>無いようでしたら、ご承認をお願いします。承認される方は挙手をお願いします。</p>
農業委員	<p>(挙手)</p>

議長	全員賛成です。議案第2号については、原案どおり承認します。
議長	以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。 引き続き、報告事項等について事務局説明をお願いします。
事務局	<p>報報告第1号です。農地法第3条の3第1項の規定による届出(相続による所有権移転)が1件、届出されております。内容についてはご一読ください。</p> <p>報告第2号です。農地法第18条の規定による合意解約が3件、届出されております。内容についてはご一読ください。</p> <p>報告第3号です。農地法第6条第1項の規定により、農地所有適格法人の要件確認書が3件報告されています。報告のありました3団体については、農地所有適格法人としての要件を満たしていることを報告いたします。内容についてはご一読ください。</p>
議長	何か質疑はありませんか。
議長	無ければ、協議・連絡事項について事務局説明をお願いします。
事務局	<p>～省略 (農地パトロールに関する説明など)～</p>
議長	その他、委員から何かありましたらお願いします。
議長	それでは以上をもちまして玖珠町農業委員会8月定例総会を閉会します。